

平成25年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成25年4月23日(火) 13:30~15:30

宮城県庁行政庁舎 9階 第一会議室

進行

挨拶(教育長)

- 開会
- この度は、平成25年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受け頂き、厚く御礼申し上げます。教科用図書については学校教育の中で主たる教材として位置付けられており、児童生徒の学習を進める上で重要な役割を果たしている。この重要な役割を担う教科用図書の採択が、各市町村教育委員会等に対して、関係法令に基づいて適正かつ公正に行われるよう県教育委員会として審議会における幅広い観点からの議論を踏まえて、必要な採択基準、選定資料を作成し、指導・助言等を行っていきたくと考えている。小学校と中学校の教科用図書は、附則第9条図書の場合を除き4年間、毎年度、同一の教科用図書を採択しなければならない。今年度は毎年採択が行われている特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科書用図書について採択基準等の審議をお願いすることとなる。今後、当審議会での審議内容を踏まえて、さらに綿密な調査研究を行うことになっているが、そのための専門委員を別途委嘱している。また、各採択地区協議会においては、答申される採択基準及び選定資料をもとに、独自の調査・研究をした上で、教科用図書の採択が行われることになる。本日は委員の皆様方には、限られた時間の中であるが、忌憚のない御意見、御指導を頂くようよろしくお願いしたい。

事務局

進行

- 委員及び関係職員の紹介
- 委員長と副委員長の選出については、当審議会の規定では、審議会に委員長一名、及び副委員長一名を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間どなたかに仮議長になって、進めて頂きたい。どなたにお願いしたらよろしいか。

事務局

仮議長

〇〇委員

- <事務局一任の声>
- 〇〇委員に仮議長をお願いしたい。
- どなたか推薦はないか。
- 委員長には〇〇委員、副委員長には〇〇委員をご推薦申し上げます。

仮議長

進行

委員長

進行

教育長

- <委員賛同>
- これで私の務めを終わらせて頂く。
- 〇〇委員、〇〇委員、委員長席、副委員長席に御移動願う。
- 本日は委員長を務めさせて頂く。よろしく。
- 当審議会でご審議頂く事項について宮城県教育委員会から諮問する。
- 「平成26年度使用教科用図書の採択について諮問」

平成26年度使用の教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第18号)第11条第1項、及び第13条第2項の規定により、下記のことについて貴審議会の意見を求める。

進行

・特別支援学校及び特別支援学級において平成26年度使用する教科用図書(学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第9条の規定に基づく教科用図書)の採択基準, 選定資料及びその他指導・助言等に関する事項。

- 審議に入るが, 審議会規定により, 審議の議長は委員長に務めていただく。なお審議に入る前に教育長が退席する。

<教育長退席>

審議事項(1)「本会議の公開について」

委員長
事務局

- はじめに, 審議事項(1)の会議の公開について事務局から説明願う。
- 「宮城県情報公開条例」により, 審議会は原則公開と定められている。本日の第1回審議会の内容は非公開の要件がなく, 公開が適当であると考え。第2回審議会に関しては, 審議内容の中で, 具体的に各出版社の教科用図書の特徴などについての審議があり, 採択の公正を確保するためには, その部分の審議については, 一部非公開が適当と考える。以上, 御審議いただきたい。

委員長

- ただいま説明のあった公開の件に関してお諮りする。会議の公開についてこれでよろしいか。

<委員賛同>

審議事項(2)「諮問事項について」

諮問事項「特別支援学校及び特別支援学級において平成26年度使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導・助言等に関する事項」

委員長
事務局

- それでは審議(2)の諮問事項について事務局から説明願いたい。
- 特別支援学校及び特別支援学級において平成26年度に使用する教科用図書, 学校教育法附則第9条の規定に基づく教科用図書の採択基準についてこれから御審議をいただきたい。ここでいう学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは, 学校教育法附則の教科用図書使用の特例第9条で規定されている教科用図書のことで小・中学校で使われている検定教科書, または文部科学大臣が著作名義を有するもの, いわゆる通称☆本と呼ばれる教科書以外の教科用図書, 例えば, 絵本や図鑑などがこれに当たりこれらを一般図書と呼んでいる。小・中学校の教科書は, 4年間, 同一の教科書を採択しなければならないこととなっているが, 附則第9条の規定による教科用図書は, 毎年採択されることから, 毎年度採択基準について御審議頂いている。採択基準案については, 今配布した(旧)のもの(新)のものを見比べてよろしくお願ひしたい。第1の基本的な考え方に続き, 第2として教科用図書の選定に当たり考慮すべき事項4項目, 「1記述内容に関すること」, 「2組織と配列に関すること」, 「3学習と指導に関すること」, 「4表記と体裁等に関すること」を示している。今年度, 改めて特別支援教育室で見直しを行い, 4点ほど文言等の変更を加えた。まず, 1点目は第2の「1記述内容に関すること」(3)で「社会的自立」を現行の学習指導用で使用している「自立」に差し替えが適当と考えた。2点目および3点目については第2で(旧)採択基準にあった「教材」の文言はここに示される項目すべてにも当てはまるものであること, また教材は一般図書を含む広い概念

で捉えられることから、本採択基準からは削除したいと考えた。4点目は第2の「3学習と指導に関すること」の(1)で(旧)採択基準でいう「種別・程度」は、学習指導要領の総則の基準に準じて差し替えることとし、「障害の状態や発達段階、特性など」とした。以上、今年度はこの採択基準案について御審議して頂くことになる。よろしくお願ひする。

委員長

○ 事務局から説明があった学校教育法附則第9条の規定による教科用図書採択基準案についてひとつひとつ審議を進める。はじめに「1記述容に関すること」について変更点を含めて御質問、御意見があればお願ひしたい。

〇〇委員

○ 特別支援の子供たちだからこそ「社会的自立」なのではないか、「自立」といったときに厳しくなったりはしないのかということで懸念されるがいかがか。

事務局

○ 障害の軽い子どもたちも重い子どもたちもそれぞれの「自立」という意味でとらえられるよう、「社会的自立」を内包した意味で差し替えたい。

委員長

○ よろしいか。

<〇〇委員了承>

委員長

○ 今回指導要領改訂で「言語活動の充実」が唱われている。採択基準の中に入らなくていいのか委員会にお伺ひしたい。

事務局

○ 事務局でこの採択基準の中に盛り込めるかということを検討して、その後、委員長等にお諮りして訂正する場合には訂正したい。

委員長

○ 「2組織と配列に関すること」について御質問御意見をお伺ひしたい。

〇〇委員

○ (2)について「分量と区分」については具体的にはどんな内容を示しているのか伺ひたい。

事務局

○ 「分量」というのは1年の授業日数、授業時数などから推定できる指導内容の量を指す。1年の授業日数・授業時数はあらかじめ決まっているので、子供たちの障害の状態あるいは特性によって指導できる内容の量が自ずから決まってくる。それから区分ということに関しては今は2期制、3期制という学期制があるが、学期の長さあるいは季節的なこと、行事的なこと等々が踏まえられているかということ。

<〇〇委員了承>

〇〇委員

○ 必ずしも「季節行事の関連」ということが文言ではなくてもいいのでは。むしろ委員長からお話があった「言語活動」という文言とその促進との関連というものの方が全体をカバーする意味でも適当ではないかと考えるがいかがか？

事務局

○ 事務局としては全ての一般図書がこれに該当するかというとそうではないものもあると考える。採択するにはこういった観点で各校、各人の必要とする一般図書もあると思われるのでこれは生かしたい。御指摘頂いたものについては検討した後ほど委員長等とも相談させていただきたい。

委員長

○ よろしいか。では3番目に移りたい。「3学習と指導に関すること」で御質問も含めて御意見をお願ひしたい。

〇〇委員

○ 「発展的な学習」とは教材の発展性という風にとらえてよろしいのか。

委員長

○ 事務局、お願ひする。

事務局

○ いろいろな内容を取り扱う場合でも、子供たちの指導として取り扱う場合で

も、方向性が広まっていくということで発展的という言葉を使っている。たとえば一般図書で、お金の学習をして、そのあとには買い物学習をして実際にお金を使うような学習や場面が出てくる。そのことにより教科書から実際の具体的な場面へ進んでいく中で金銭処理のことを理解していく。こういったことで発展性という文言を使っている。

<〇〇委員了承>

〇〇委員 ○ 3の(1)の文末は「応じているか」となっているが、「応じて創意工夫がなされているか」のように強調してもよろしいのではないか。

事務局 ○ 今、案をもちあわせていないので、今後、事務局の方で検討させて頂く。

<〇〇委員了承>

委員長 ○ 「(4)の他の教育活動との関連が考慮されているか」ではたくさんの教育活動を想定していると思うが、具体的に何々と言葉が入るともっと分かりやすい。いかがか。

事務局 ○ 他の教育活動とは教科書を使う以外の色々な教育の場面ということを想定している。なお、今後検討させて頂き善処したい。

委員長 ○ では最後に「4表現と体裁等に関すること」について御意見、御質問をいただきたい。

〇〇委員 ○ 実際に子供たちの教科書を採択する上で、色々な障害の状態とか発達段階というのは様々で、見極めは難しい。(1)の多様な感覚を活用するということはすごく使えるところである。その点について採択のときに重きをおいていただきたい。

事務局 ○ 多様な感覚を活用するといったことに対応できる一般図書は、第2回目の審議会でも、実際に並べて触って頂く。本を開くと、立体的に浮き出てくるようなものだったり、開くとオルゴールがなるようなもの等が出回っている。極力そういった観点を含めて探していく。

<〇〇委員了承>

〇〇委員 ○ (5)には体裁のことや安全環境の配慮ということが述べられているが、児童生徒が「使いやすく」といった文言が入るとよい。

事務局 ○ これについてもどこかに入れ込んで表現した方が適切かどうか判断し、委員長に相談する。

<〇〇委員了承>

委員長 ○ 1から4までの各項目の検討が終わったが、その他ないか。

〇〇委員 ○ 視覚障害者の子供のことを想定して、点字による本というのも一般図書の中に含まれる可能性はないか。

事務局 ○ 点字を使った教科書はあるが、我々が調査している中では点字が入っている一般図書についてはこれから探していく。

〇〇委員 ○ 昔あった研究プロジェクトの成果を生かして、一般図書として触る絵本で、かつ、点字付きをお願いしている。少し増えてきているので検討して頂ければと思う。

事務局 ○ 後で情報を頂きたい。

- 委員長
〇〇委員
- 全体的なことについては他に御質問、御意見はないか。
 - 感想も含めて話をする。先ほど委員長、〇〇委員から言語活動について話等頂いたが、私からすればこの「1 記述内容に関すること」(1), (2) に言語活動の内容は含まれていると読み取れる。「自立」については岩沼高等学園ができあがった頃、「社会的自立を目指して」という言葉が常に頭にあった。事務局の方で文言を整理等して頂きたい。そして4 (5) での発言にあった「使いやすさ」というのは一体何をもって使いやすさなのか。ここの文言が大分整理されてここにあるという考え方をすれば、この文言がどういう目的があるというところに関わってくるのではないのか。
- 委員長
事務局
- 検討頂きたいという御意見があったが、事務局いかがか。
 - 委員長に相談しながら入れ込むべきなのか、表現すべきものなのか、それとも〇〇委員御指摘のように、内包しているのとらえて表現すべきか検討させて頂きたい。4 番の (5) 「使いやすく」という御指摘についても検討させて頂き報告を申し上げたい。
- 委員長
- 〇〇委員から御指摘頂いた「社会的自立」という、この「社会的」という文言をいれるかどうかが大変だと思うが、他の委員から御意見を伺い、事務局が整理しやすいようにしたい。大事な議論だと思うので御意見を頂きたい。
- 〇〇委員
- 保護者という立場から言わせて頂くと「社会的自立」ができない子供はたくさんいる。事務局のお話の中に、大きく捉えての「自立」、その子供に合った「自立」というお話があったので、私は一応理解した。広い意味で、優しくしてくれたと捉えた。
- 〇〇委員
- 先ほどの事務局からの説明で全部理解できたと思っている。学習指導要領改訂の中で、特に自立活動に関して、新たに盛り込まれた視点として、ICF の考え方を基盤において方向性が示されている。ICF 等々で言われている今の考え方は事務局から説明があった内容で「社会的自立」というものを含みこんだ形でより重度な人たち、最重度な人たちも含めて、そういった人たちにも「自立」というものがありえて、そのありようをこれからの社会で考えていこうという方向性から、この言葉で教科書採択に際して考えていくのが適当ではないか。
- 委員長
事務局
- 事務局としてはいかがか。
 - 文科省の学習指導要領の解説の中に「『自立』とは児童・生徒がそれぞれの障害の状態や発達の段階等に応じて主体的に自己の力を可能な限り発揮し、よりよく生きていこうとすること」の記述があり、障害の軽い、重い子供もがそれぞれ自分の自立というところに向かって、よりよく生きていこうとする力を育てていくということで、広く捉えられている。今の御二方の御意見を参考にさせて頂き、今後また事務局で検討して参りたい。
- 委員長
- 今までの議論を含めて、その他御指摘、御意見はあるか。それでは最終的な文言の調整は委員長と事務局に一任させて頂くことについてお諮りしたい。よろしいか。それではこれで審議の (2) を終わる。今後、専門委員は委員長の命により専門事項の調査に従事するが、本日の内容を十分に事務局から伝えて頂くようお願いしたい。なお、小中学校で使用する教科用図書に関する採択に

- については、今年度も同一の教科用図書を採択することとなっている。その他ということで何かあるか。
- 事務局 ○ 次の第2回審議会の日程についてお諮りいただきたい。事務局としては次の回は5月28日火曜日、午後1時30分から3時30分まで、この会場での開催で考えている。よろしくお願ひしたい。
- 委員長 ○ よろしいか。
 <委員賛同>
- 委員長 ○ 以上で終わらせていただく。委員の皆様の御協力により審議をつつがなく終わらせることができた。私の務めを終わらせていただく。
- 進行 ○ 宮城県教育庁特別支援教育室、室長、澁谷榮昭が御礼のあいさつを申し上げる。
- 挨拶(特別支援教育室長) ○ 委員の皆様には、御多用の中を御出席いただき、また〇〇委員長の下、慎重なご審議をいただき厚く感謝申し上げます。本日、大変、慎重そして深く採択基準案に係る話をいただいた。例えば「社会的自立」か、「自立」か、あるいは「言語活動の充実」を入れるか入れないか、「分量と区分」、「季節や行事」、「発展的な学習」、文末表現の吟味、「他の教育活動との関連とは」、「多様な感覚を活用する」、「使いやすく」等々、そしてあるいは点字の入った一般図書はというたくさんのご意見をいただいた。一例だけ語らせていただければ、確かに私たちも特別支援教育出だしのころに「身辺自立」、あるいは「生活自立」、「社会的自立」というような文言を使い、障害の状態に応じた使い分けのようなことをしていた時代もあった。しかし、平成21年3月告示の学習指導要領の改訂においてその主な改善事項の一つには、「自立と社会参加」という言葉が用いられインクルーシブ教育システムの構築における文科省の報告などにおいても、「自立と社会参加」という言葉が多く用いられるようになっている。「委員長と事務局で最終案を」、ということも御了解をいただいたので、さらにまとめてよりよい採択基準を作っていく。本日いただいた採択基準の内容、あるいはその趣旨などを専門委員にしっかり伝え教科用図書の調査研究を充実させて、より適切な選択肢を確かに努めてもらえるよう取り掛かりたい。第2回は一般図書についての、具体を見ていただきながら委員の皆様から御意見を頂戴することになるが、貴重な御意見を本日のように多数賜るようお願い申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。
- 進行 ○ 会議公開のところで説明したとおり、本会議の議事録については後ほどまとめ、各委員に確認していただいた上で、公表することになっているので御了承願う。次回の会議については先ほど確認したとおり、5月28日火曜日、午後1時30分からこの会場で行う。なお、御手元の資料は名簿と座席表を除き、持ち帰り頂ける資料である。審議委員の名簿は8月31日まで非公開となっているので、名簿と座席表はそのまま机上においていただきたい。
 以上をもって平成25年度第1回宮城県教科書図書選定審議会を閉会する。
- 閉会